

国民年金保険料は 全額社会保険料控除 の対象になります！

国民年金保険料は、年末調整や確定申告などの所得の申告の際、納付された保険料の全額が社会保険料控除の対象となります。

平成21年分の所得から控除されるのは、平成21年1月1日から12月31日までに納付された保険料です。過去の納め忘れの保険料を納付した場合や、家族の方の保険料を納付した場合も社会保険料控除の対象になります。新しい年を迎えるにあたり、納め忘れがないかご確認ください。

一部納付(一部免除)の方、保険料の納期 限は翌月末です

保険料免除を申請され、一部納付(4分の1納付、半額納付、4分の3納付)が承認された方は、保険料の納付が必要です。

保険料の納付がない場合は、未納と同じ扱いになりますのでご注意ください。
納期限は翌月末です。また、納期限より2年を経過すると納付することができません。
お手元に納付書がない場合は、
大津社会保険事務所 国民年金課
(☎077-521-1789)
へご連絡ください。

【保険料額】

	平成21年4月分 ～平成22年3月分	平成20年4月分 ～平成21年3月分	平成19年11月分 ～平成20年3月分
4分の1納付 (4分の3免除)	月額 3,670円	月額 3,600円	月額 3,530円
半額納付 (半額免除)	月額 7,330円	月額 7,210円	月額 7,050円
4分の3納付 (4分の1免除)	月額11,000円	月額10,810円	月額10,580円

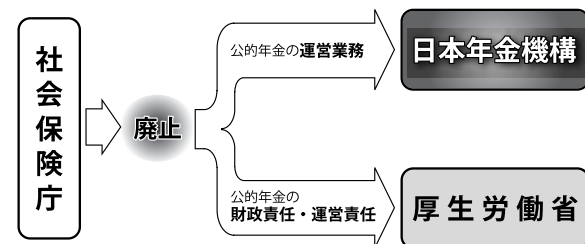
社会保険庁が廃止され、来年1月1日から 新たに「日本年金機構」がスタート

国民の皆様への信頼に応え、一層のサービス向上の実現を目指し、社会保険庁は組織・人員を一新し、「日本年金機構」として生まれ変わります。

○日本年金機構は、社会保険庁から公的年金の運営業務を引き継いで行うこととなりますが、公的年金制度は、国の制度として、その財政や運営に国が引き続き責任を持つことについては、これまでと変わりません。

○現在あるお近くの社会保険事務所は、新たに「年金事務所」と名称が変わりますが、年金相談などの窓口として引き続きご利用いただけます。また、「年金事務所」は、現在ある社会保険事務所の建物をそのまま使用しますので、所在地に変更はありません。

○日本年金機構の設立に伴い、これまで社会保険庁や社会保険事務所の名義でご案内していた各種の関係書類は、内容により、今後は厚生労働省または日本年金機構の名義でご案内させていただくこととなりますが、国民の皆様方に何らかの手続きをしていただくことは一切ございませんので、ご安心ください。



長寿医療制度からのお知らせ

入院時の自己負担限度額や 食事代が減額されます

長寿医療制度に加入しておられ、住民税非課税世帯に該当する方は、申請して認定されると「限度額適用・標準負担額減額認定証」が交付され、入院したときに医療機関の窓口で提示すると、所得区分(低所得者Ⅰ・低所得者Ⅱ)に応じて入院時の自己負担限度額や食事代が減額されます。(通院時には提示する必要はありません。)

「限度額適用・標準負担額減額認定証」は、入院される前にお近くの支所または市役所保険年金課で申請してください。(申請時には、保険証と印鑑(認印)をお持ちください。)

また、低所得者Ⅱで認定を受けている方が91日目から食事代が更に減額されます。申請には認定日以降の入院期間のわかるもの(領収書など)が必要となります。

※所得区分が「一般」および「現役並み所得者」の方は、「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付対象ではありませんが、入院時には自動的に自己負担限度額までのお支払いになります。

《自己負担限度額》(月額)

所得区分	負担割合	外来(個人ごと)	外来+入院(世帯単位)	入院時食事代(1食当たり)
現役並み所得者	3割	44,400円	80,100円+医療費が267,000円を超えた場合は、その超えた分の1%を加算(4回目以降は44,400円)	260円
一般	1割	12,000円	44,400円	90日以内の入院(過去12か月の入院日数) 210円 90日を超える入院(過去12か月の入院日数) 160円
低所得者Ⅱ	1割	8,000円	24,600円	
低所得者Ⅰ	1割	8,000円	15,000円	100円

- 《所得区分》
- ・低所得者Ⅰ：同一世帯の全員が住民税非課税かつ所得が0円の方(年金所得の控除額は80万円として計算)。
 - ・低所得者Ⅱ：同一世帯の全員が住民税非課税の方(低所得者Ⅰ以外の方)。
 - ・一般：現役並み所得者、低所得者Ⅱ、低所得者Ⅰ以外の方。
 - ・現役並み所得者：同一世帯に住民税課税所得が145万円以上の長寿医療被保険者がいる方。ただし、同一世帯に二人以上の長寿医療被保険者がいる場合は、長寿医療被保険者の収入の合計額が520万円未満、同一世帯に長寿医療被保険者が一人の場合は、その長寿医療被保険者の収入額が383万円未満(または、同一世帯に70歳以上75歳未満の方がいる場合は、その方を含めた収入の合計額が520万円未満)の方は申請により「一般」の所得区分と同様に1割となります。

被保険者証や保険料を だまし取る事件に ご注意ください

全国各地で、長寿(後期高齢者)医療制度の被保険者証や保険料をだまし取る事件が発生しています。市町や後期高齢者医療広域連合の職員を名乗り、被保険者証を見せてほしと云って持ち帰ったり、口頭で保険料を支払うよう請求するといった手口が報告されています。

このような不審な訪問者があった場合、最寄りの警察か市役所保険年金課または広域連合へお問い合わせください。



除雪作業にご協力ください!!

冬本番を迎え、高島市および滋賀県では、住民生活の安心・安全のため道路除雪を行います。除雪作業がスムーズに行えるよう、次のことについて守っていただきますようお願いいたします。

路上駐車はしないでください
除雪作業が遅れるとともに、事故の原因にもなります。

冬用タイヤに早めの交換を
冬用タイヤを装着し、タイヤチェーンやスコップなども車に積んでおきましょう。

目印をつけてください
石垣や庭木など、除雪作業時に確認ができず破損させる恐れがあります。赤い布切れなどを付けた2m程度の竹竿を立てるなど明示をお願いします。

枝打ちをしてください
道路際の竹や木など、降雪や着雪により道路側に倒れ、道路の通行止めの原因にもなります。土地所有者の方で枝打ちや伐採をお願いします。

除雪作業の際、雪の塊が宅地の入り口をふさぐことがあります。ご理解とご協力をお願いします。

国土木課 ☎(22)2001

